解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

和歌山県西牟婁郡白浜町中二八二番地

社団法人中共済会

代表清算人　金地　孝雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道砂川市東四条南一八丁目二五四番地、最後の住所北海道砂川市西四条北三丁目一番一号　被相続人　亡　長塚　ちよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

札幌市中央区南二条東六丁目二番地一ギャラリーハイツ南二条B棟五一一号、事務所北海道滝川市大町一丁目八番二七号振興公社管理ビル二階

相続財産管理人　山根　弘枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡幕別町札内北町二一番地四、最後の住所北海道中川郡幕別町札内北町二一番地の四　被相続人　亡　新岡　富義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

北海道帯広市大通南一二丁目二〇番地　あおば十勝ビル六階　あおば法律事務所

相続財産管理人　千々和博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市緑町四丁目一六番地、最後の住所北海道紋別市南が丘町三丁目一二番三一号　被相続人　亡　山澤　勝史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

北海道紋別市本町四丁目一番一六号紋別経済センター二階　紋別ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原田　宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市高田町字曲松一一六番地一六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　遠山　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

岩手県陸前高田市高田町字鳴石五〇番地一〇　いわて三陸ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　在間　文康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県岩手郡岩手町大字川口第六地割八三番地四、最後の住所岩手県岩手郡岩手町大字川口第八地割八二番地六　被相続人　亡　芽名澤　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

盛岡市中ノ橋通一丁目四番二二号中ノ橋一〇六ビル十階

相続財産管理人　弁護士　須山　通治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市中田町上沼字大柳九三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　重紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

宮城県仙台市青葉区一番町一―一七―二四高裁前ビル六階南町通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴見　聡志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区小田原六丁目八番地の二、最後の住所仙台市青葉区小田原六丁目五番五号　被相続人　亡　佐々木禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

仙台市青葉区一番町二丁目九番二二―四〇三号　第2ナカノビル

相続財産管理人　弁護士　飯尾　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市上赤田二三八番地、最後の住所栃木県那須塩原市上赤田二三八番地五二　被相続人　亡　齊藤　儀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

栃木県大田原市本町一丁目二番四号星ビル一階　相続財産管理人　木野　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市綿貫町甲六二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内藤　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

高崎商工会議所ビル五階五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　田島　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市粕川町込皆戸一六六番地二、最後の住所群馬県伊勢崎市山王町一六二番地六　被相続人　亡　小島　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十一日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号　石原・関法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関　夕三郎

第64期決算公告

平成25年8月20日　埼玉県川口市江戸袋二丁目1番2号

日本地工株式会社

代表取締役　玄間　敏

貸借対照表の要旨　（平成25年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,181,994	流動負債	1,650,647
固定資産	4,270,513	固定負債	1,467,424
繰延資産	0	（退職給付引当金）	(396,446)
		（その他）	(1,070,978)
		株主資本	7,334,436
		資本金	264,000
		資本剰余金	35,836
		（資本準備金）	(35,836)
		利益剰余金	7,051,460
		（利益準備金）	(66,000)
		（その他利益剰余金）	(6,985,460)
		（うち当期純利益）	(257,431)
		自己株式	△16,860
資産合計	10,452,507	負債・純資産合計	10,452,507